

社会教育に関する事務の意見聴取等について

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により教育委員会に意見をきく事項については、

- ① 「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分」
- ② 「その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合」

◆社会教育法第 8 条の 2 及び「社会教育法第 8 条の 2 の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則」により、教育委員会に意見をきく事項については、

- ① 「特定社会教育機関の設置及び廃止に係る事務」
- ② 「特定社会教育機関の管理に関する事務のうち、新たに開始、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの」

具体例

- ① 図書館、公民館等の設置及び廃止に関する事務
- ② 図書館事業の中で新たに開始、又は終了することで学校等との円滑な活動に支障が生じるおそれがあるもの
- ③ 学齢期の子どもを対象とした事業のうち、学校教育と密接に関連するものなど

◆社会教育法第 8 条の 3 の規定に基づき特定事務の管理及び執行について、職務に関して必要と認めるときは、意見を述べることができる。

具体例

- ① 計画策定に関すること
- ② 施設の大規模改修等に関すること

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

社会教育法（抜粋）

第8条の2 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第8条の3 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

芦屋市規則第 号

社会教育法第8条の2の規定に基づき教育委員会の意見聴取に係る事務を定める規則

社会教育法（昭和24年法律第207号）第8条の2第1項に規定する特定事務のうち芦屋市教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものは、次に掲げる事務とする。

- (1) 芦屋市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（令和5年芦屋市条例第23号）本則第1号に規定する特定社会教育機関（次号において「特定社会教育機関」という。）の設置及び廃止に関する事務
- (2) 特定社会教育機関の管理に関する事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。